

令和 6 年度 第 3 回 中城御殿跡地整備検討委員会

脇門石牆の整備について

1. 土のう箇所状況について
2. 上之御殿広場方向に続く根石について
3. 脇門内側の根石および遺構について
4. 管防護工工事について

脇門石牆の整備方針

脇門石牆の整備方針

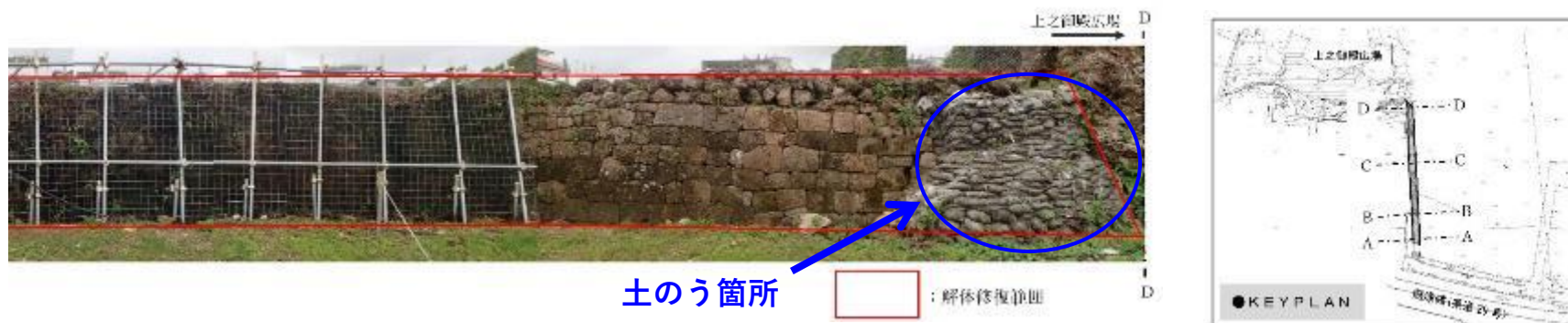
- 現存する石牆は往時の姿を残すものであり、それ自体に価値がある。しかし、崩落の危険性があることから、文化財相当の整備設計を行う。
- 欠損・崩落箇所を修復するほか、後世に積み直しされたと推定される、積み方が異なる箇所（布積み・野面積み）についても解体し、相方積みで積み直す。
- 解体範囲は、最小限の範囲とする。

【修復方針】

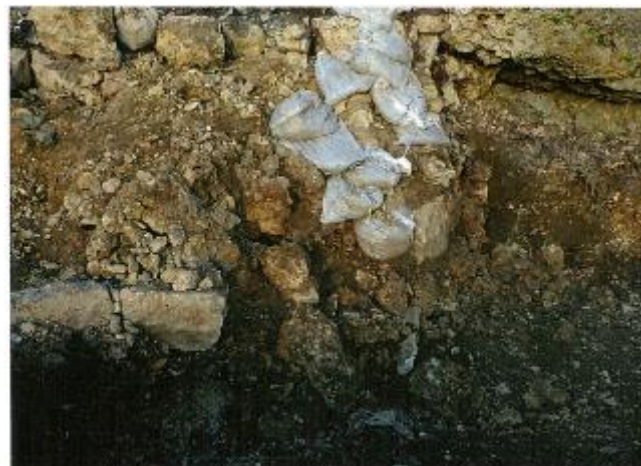
- 修復の際は、残存する石積の積方を踏襲する。すでに崩壊している箇所については、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 解体した石材を修復する際には、解体前と同じ位置に積むことを原則とする。なお、既に崩落した箇所の修復にあたっては、周辺の石積の状況や既往資料等を参考に決定する。
- 天端高が一定していない箇所や天端高が不明な箇所の修復にあたっては、残存する健全な石牆天端高を基本高として修復する。
- 石積の倒れが見られる箇所や、すでに石積が崩落している箇所については、残存する健全な石積勾配を参考に修復する。
- 解体・修復の際に用いる古材は、石材の変状が崩落の誘因とならないよう、使用の可否を検討のうえ決定する。
- 修復は、現存する古材(琉球石灰岩)を用いる事を原則とするが、古材が不足している箇所、もしくは古材の亀裂や風化が著しい箇所は、新材(琉球石灰岩)を用いて修復を行う。
- 新材を使用している箇所は、古材との違いが判るよう鉛板などで表示を行う。

1. 土のう箇所について

不可視部分である土のう箇所を撤去したところ、風化した石積が一部残存するのみであったことから、新規石材を使用して修復を行う。



土のう撤去中



土のう撤去後、近景

3. 土のう箇所状況について

石積位置は、既往資料を確認して、岩盤までとする。

【既往資料】



遺構番号98.石牆(埋文(3)石牆根石 東から)

【施工状況写真】



【施工後写真】



3. 上之御殿広場方向に続く根石について

土のう箇所の解体作業を行う中で、今回修復対象となっている石牆の根石が確認された。根石は岩盤方向へ曲がり岩盤へすりつくことが判明した。

今回の工事は、崩落部分の修復が目的のため岩盤にすりつけて修復を行う。

これまでの発掘調査や古写真からは、石垣が岩盤前面にあったと考えられるため、今後、既往資料や現地調査を行い、往時の石積位置の状況を詳細に確認する必要がある。



状況写真①



状況写真②



状況写真③

3. 脇門内側の根石および遺構について

修復作業中に、脇門内側で石積み遺構を確認された。

文化財課からの見解

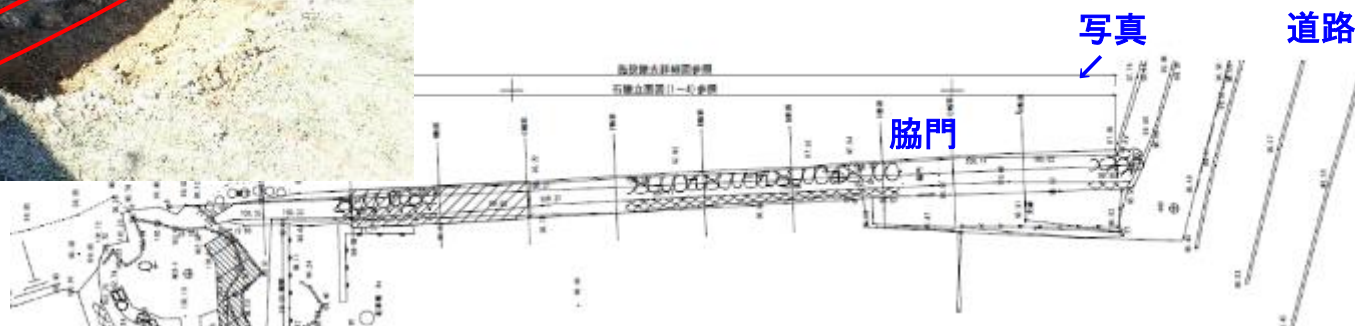
確認した遺構は、現在修復中の石牆と並行する石積み遺構と考えられる。

ただ、これまでの発掘調査等で確認していない遺構であるため、詳細は不明。

- ・遺構の広がりを確認するため、掘削箇所を拡大し、遺構の延長状況を確認した方がよい（遺構が脇門等へ延長する場合、脇門周辺への工事にも影響するため。）



脇門内側の状況写真



3. 脇門内側の根石および遺構について

解体対象石牆の積み石が前方方向（中城御殿の内側）にすべり落ちていることが確認された（写真1）。記録作業後に積み石を取り外した結果、前回部会で報告した西側石牆に並行する石積みは、石牆に伴う外構（水路遺構）の石積みであることが判明した（写真2）。

確認された遺構は、文化財課による観察・写真撮影・記録作業等を実施した。調査で記録した内容は、今後刊行が予定されている中城御殿跡発掘調査報告書に掲載する予定。

【写真1】石牆解体内部



石積み遺構②（水路遺構）

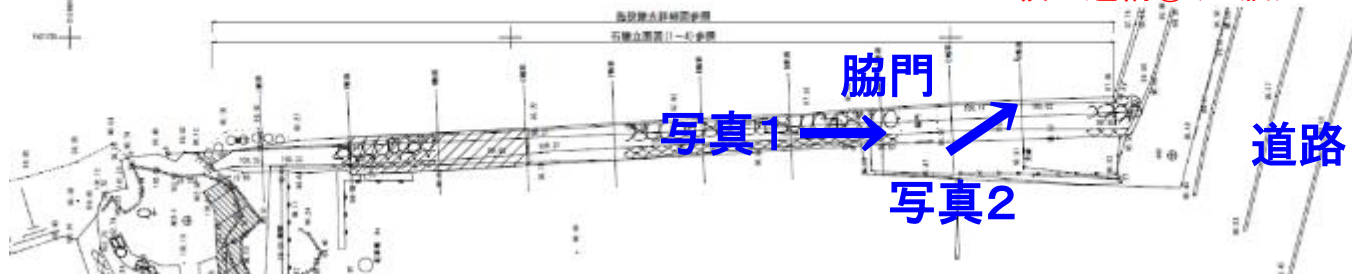
石積み遺構①（石牆）

【写真2】中城御殿外構跡

石積み遺構②（水路遺構）



石積み遺構①（石牆）

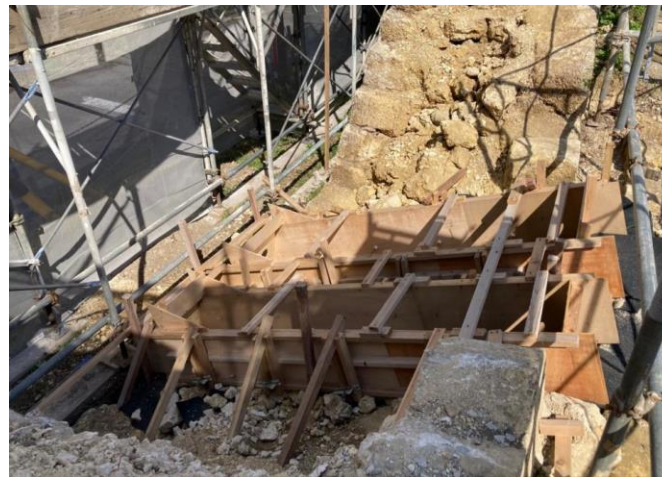
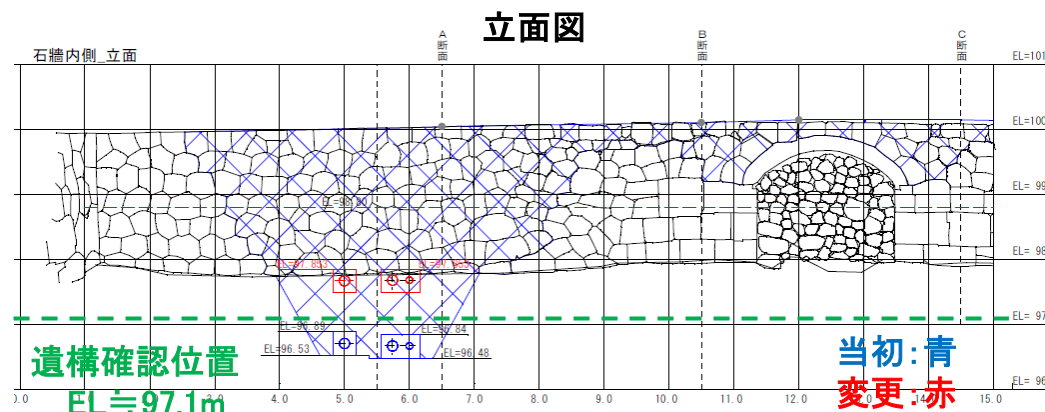
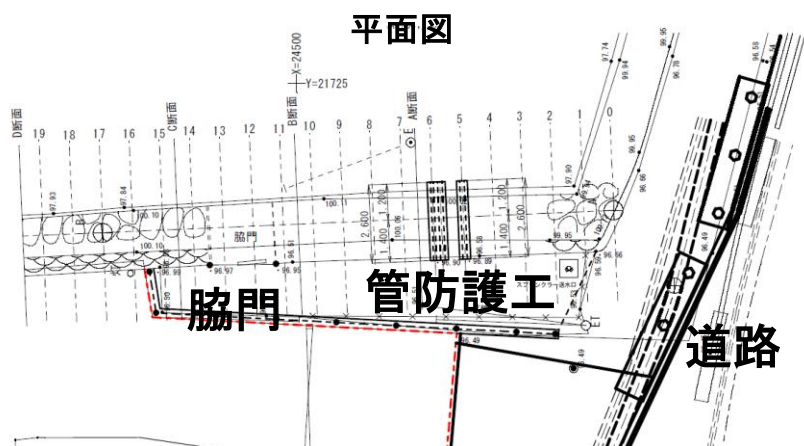


4. 管防護工について

石牆下部に設置する管防護工については、当初設計で想定した位置に遺構が確認されたため、遺構に影響がない範囲に設計変更を行い、施工を進めている。

当初 石牆下部に管防護工を貫通させる

変更 遺構に影響がない範囲で、遺構の上部から石牆内部を貫通させる



管防護工型枠設置状況写真

